

# 重要事項説明書

( 軽費老人ホーム ・ ケアハウス )

## 【施設経営法人】

1. 法人名 社会福祉法人美濃陶生苑
2. 法人所在地 土岐市駄知町1858番地の2
3. 電話番号 0572-50-0081
4. 代表者氏名 理事長 酒井 幸昌
5. 設立年月日 昭和52年12月

【事業所名】 ケアハウスかさはら陶生苑  
【事業所の所在地】 多治見市笠原町2854番地の1  
【電話番号】 0572-45-2181  
【施設長氏名】 田口 真文  
【設置年月日】 平成15年7月22日  
【サービスの種類】 軽費老人ホーム・ケアハウス  
【開設年月】 平成15年9月1日  
【入所定員】 10名

## 【施設の目的】

当施設は、老人福祉法の規定に基づき、原則 60 歳以上で身体機能の障がいがある高齢者を、低額な料金で、入居により食事の提供その他日常生活に必要な便宜を提供することを目的とします。

## 【運営方針】

- 1) 当施設は、入居者の心身の特性を踏まえ、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な社会生活上及び日常生活上の便宜を適切に提供するものとする。
- 2) 当施設は、入居者の意志及び人格を尊重し、入居者が人としての尊厳を保った日常生活を送れるよう、施設サービスの提供に努めるものとする。
- 3) 当施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図った運営に努めるものとする。

## 【居室等概要】

個室	10 室	35.4㎡/室 トイレ、シャワー、昇降式簡易キッチン、クローゼット、全自動洗濯機装備
食堂・集会・談話室	1 室	71.97㎡/室

厨房	1室	15.95㎡/室
改良型一般浴室	1室	5.88㎡/室
脱衣室	1室	9.97㎡/室

### 【職員配置】

職種	人数	勤務形態	勤務時間（ ）内は出勤者数
施設長	1名	常勤（兼務）	9時～17時30分
介護職員	1名	常勤	9時～17時30分
生活相談員	1名	常勤	9時～17時30分 宿直（1名）（男性職員） 19時00分～翌8時30分
栄養士	1名	常勤（兼務）	9時～17時30分

宿直は、ケアハウス職員の他、併設の特養、デイ・ケアセンターの男性職員が兼務し、緊急時、夜間のコールに対応します。

### 【サービスの内容】

#### 1) 生活相談及び助言

当施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者の要望に対し、その相談に応じると共に、適切な助言及び必要に応じ関係機関への連絡調整の援助を行います。

#### 2) 食事の提供

入居者に対して、1日3回提供いたします。

食事提供に当たっては、栄養及び嗜好を考慮したものとすると共に適切な時間に行うものとする。

朝食	7:30	～	8:20	頃
昼食	11:50	～	12:40	頃
夕食	17:00	～	17:50	頃

#### 3) 入浴の準備

各部屋にはシャワーを設置の他、共同の浴室を設置しており、毎日利用が可能です。ただし、入浴に介助が必要な人は、ホームヘルパー等の利用となります。

#### 4) 活動への準備

入居者の教養・娯楽及び社会・文化活動に対して、必要な便宜を供与又は協力します。

## 5) 緊急時の対応

急病又は災害・事故等の緊急事態の際には、速やかに身元引受人に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。

### 【入居者の資格】

- 1) 60歳以上の者。ただし、配偶者とともに利用する者については、いずれかが60歳以上であること。
- 2) 自炊が出来ない程度以上の身体機能の障がい認められ、居宅での生活が困難な者。移動において、車椅子を必要とする者。
- 3) 伝染性疾患を有しない者
- 4) 日常生活が自らの判断で管理できる者(知的能力に障がいがない者)
- 5) 利用料等必要な費用が負担できる者

### 【入居者の入院期間の取り扱い】

入院の必要性が生じた場合、入院後おおむね3ヶ月以内の退院が明らかで、その者及びその家族の希望等を勘案し、やむ終えない事情がある場合を除き、入居契約を継続するものとする。

### 【入居希望者への体験入居制度】

空室があれば可能です。

利用料金は1日6,500円。(この他に在宅サービス利用の個人負担分、教養・娯楽への参加実費負担分が必要となります。)

### 【苦情処理体制】

苦情受付担当者                      生活相談員 柿山 時人  
苦情解決責任者                      施設長 田口 真文

サービスに対する苦情・不満、介護事故、契約関係などに関することを苦情受付担当者まで申し出てください。苦情解決責任者と協議のうえ対応方法を決定させていただきます。その結果はすべて、サービス調整委員会へ報告することとする。

苦情の受付は、当法人が任命する第三者委員でも受け付けております。

### 第三者委員

氏名	住所	職業
しょうじ たかのぶ 小司 隆信	瑞浪市上平町一丁目3番地 司法書士法人たなか事務所 電話 0572-67-1815 (代)	司法書士

たかの 高野 かずゆき 和幸	名古屋市中区丸の内二丁目 20 番 2 号 オアシス丸の内 NORTH 6 階 電話 052-253-3278	弁護士
----------------------	---	-----

【事故発生時の対応及び賠償責任】

利用者に事故があった場合には、速やかに身元引受人に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。但し、擦傷等軽微なものは除きます。  
サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任保険の約款に基づき、速やかにその手続きを行います。

以下の窓口でも受け付けいただけます。

多治見市介護保険調整委員会

日 時 毎月第 1 ・ 3 週の月曜日 ( 13 : 30 ～ 16 : 00 )  
場 所 市役所 3F 緑の会議室  
申し込み方法 電話 22 - 1111 ( 内線 1274 )

岐阜県国民健康保険団体連合会( 苦情相談係 )

〒500-8385

住 所 岐阜市下奈良 2 丁目 2 番地 1 号 岐阜県福祉・農業会館内  
電 話 ( 0 5 8 ) - 2 7 5 - 9 8 2 6

【入 居 利 用 料】

当施設の利用料は、国の定める基準に基づくものであり、基準変更もしくは改正が生じた場合、それに基づき利用料が改定されます。(令和 6 年 8 月 1 日現在)

- 1) 生活費 入居者の生活にかかる経費です。食事代はこの中に含まれております。  
48,767円
- 2) 事務費 施設運営の為の経費です。本人の前年収入に基づいて決定されます。  
10,000～92,000円程度
- 3) 暖房費 冬期加算(11月から3月)として別途2,712円/月
- 4) その他

自室の電気料金	供給者との個別契約により、その使用料実費
自室の水道料金	
自室の電話料金	
在宅福祉サービス利用料	法定利用料
教養・娯楽参加費	実費
間食費	実費

理美容（出張サービス）	理髪	1,500円
	パーマ	5,000円
	毛染め	4,000円
清掃・補修メンテナンス等		実費 (退居時業者委託)

【利用料の減額】

1. 利用 2 日前までに給食中止の届出があれば、その食数に応じ以下に定める額を生活費より減じます。(令和 6 年 4 月 1 日現在)  
朝食 370 円 昼食 570 円 夕食 570 円 (1,510 円/日 税込み)
2. 月途中での入退居の場合では、その月の利用料は、その月の実日数による日割り扱いとなります。

【利用料支払方法】

1. 1ヶ月分（毎月 1 日～末日）の利用明細請求書を翌月の 10 日頃までに、ご指定の住所へ郵送します。
2. 支払方法は、ご指定いただいた預貯金通帳から毎月 26 日（銀行等休業日は翌営業日）に口座振替となります。
3. 領収証は次回請求書とあわせて送付します。

利用者記入欄

私は別紙契約書および重要事項変更の説明をうけ、了承いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名

身元引受人氏名